

人事院指令 9—12

平成 31 年 4 月 1 日

法務大臣 山 下 貴 司 殿

人事院総裁 一 宮 なほみ

公安職俸給表(一)の適用について

人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 4 条第 3 号本文の規定に基づき、効果検証官補を指定する。